

令和 6 年度東大阪市資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項
の規定により、令和 6 年度決算における資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0

備考 資金不足額はないため「—」となる。